

大明律例譯義

五

ヲ保士

6038

14-6



門 保 4
號 6035
卷 14-6

大明律例譯義卷之五目錄

倉庫

鈔法

錢法

收糧還限

多收稅糧斛面

隱匿費用稅糧課物

攬納稅糧

虛出通關硃鈔

附餘錢糧私下補數

私借錢糧

私借官物

那移出納

庫科雇役侵欺
冒支官糧
錢糧互相覺察
倉庫不覺被盜
守支錢糧及擅開官封
出納官物有違
收支留難
起解金銀足色
損壞倉庫財物
轉解官物
擬斷贓罰不當
守掌在官財物
隱瞞入官家產

課程

鹽法

監臨勢要中鹽
阻壞鹽法
私茶
私礬
匿稅
舶商匿貨
人戶虧兌課程

大明律例譯義卷之五

倉庫



此のうと倉と云金銀絹布の類と入はけは倉庫と云
此のうと倉と云金銀絹布の類と入はけは倉庫と云

鈔法

鈔法 寶鈔は後にかんじりては楮幣の事なり
今よりゆりの事なり此はゆりの法と云

云候より大申通寶乃錢并にじりては代通寶乃洪武
乃錢とおゆせははくはくは民間に流布也と買賣
の運上り上納する時と寶鈔は持たはくは通寶に
法取らるし一は相違者なりハ杖一石の刑は行へ
若法入云候より金銀絹布の類は代通寶に
上納する時と相違ははくは代通寶に上納する

此針也又ハ中實の公儀ハ後を實く此れ代官の上納
する所也又ハ法圓ハ法取示さるる所也其ハ關所造
料ホも取らる所ハ此の由にけり法取細分役人共
此のうゝに此の代官と申志取さるる又ハ公儀入
入し後之の今米のた息よしとて其の法取役人共
入此味と申事とせし偽針又ハ正米の針とて其の
うと文字取さるること也此ハ所と書たりとて
さるる一たの針と法取れぬ所也此の法取る
役人杖一百也此ハ造料ハ一倍ハ針とていさるる
しとてそのりき針ハ吊付小焼共さるる民間にて
針取取やアとてその時とて針の背よ人の心取はるる
由ハ若くは味とていさるる杖一百もさるる造料ハ此の
よる針とていさるる杖一百もさるる造料ハ此の

者小針ハ一倍ハ針取出さるる也其の由に
場もけりはるる人と深小ハ此の由にけり
たるる源とせん此ハ此の由にけり
若の深針ハ若偽針とていさるる杖一百も
せり者と同ヤハに斬罪ハ此の由にけり
貫針ハ此の由にけり杖一百也此ハ此の由に
此の若く同ヤハ杖一百後之年ハ刑ハ此の由に

條例

一家た一人ありに上納する針ありて此れ代官の人の主
張多目とて其の事取らるる針とていさるる杖一百も
さるる由ハ此の由にけり此の役人横柄ありて威勢に
よるる針とていさるる杖一百もさるる由ハ此の由に
けり此の針とていさるる杖一百もさるる由ハ此の由に

不_レ知_レ鉄_レと_レす_レた_レる_レ志_レの_レ御_レ下_レに_レ在_レり_レて_レ軍_レ卒
こ_レれ_レと_レす_レら_レし_レの_レ川_レに_レ入_レり_レて_レ官_レ人_レ私_レ欲_レり_レの_レ福
よ_レし_レと_レ私_レ欲_レを_レし_レて_レ其_レの_レ勤_レ勞_レを_レし_レて_レ官_レと_レ降_レて
け_レと_レ先_レと_レは_レり_レ。

銭法

銭の法の
法と降と

元_レ銭_レ片_レの_レ法_レを_レ以_レて_レ寶_レ源_レ局_レに_レて_レ錢_レ府_レと_レ言_レふ_レて
洪_レ武_レ通_レ寶_レの_レ法_レを_レ講_レず_レり_レて_レ方_レ錢_レ出_レし_レて_レ大_レ中
通_レ寶_レと_レ云_レふ_レに_レ代_レり_レて_レ其_レの_レ法_レと_レお_レし_レて_レ
通_レ用_レと_レ云_レふ_レ大_レ銭_レの_レ折_レ二_レニ_レ文_レの_レ當_レり_レて_レ當_レり_レて_レ
内_レ銭_レ當_レ十_レ十_レ文_レの_レ當_レり_レて_レ小_レ錢_レ用_レと_レは_レり_レ
包_レし_レて_レ民間_レに_レて_レ金_レ銀_レ米_レ麥_レ布_レ帛_レの_レ數_レを_レ以_レて_レ
時_レの_レ相_レ傷_レは_レは_レり_レて_レ法_レを_レ止_レし_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ。

元_レと_レ云_レふ_レ然_レと_レ云_レふ_レ法_レと_レい_レは_レり_レ古_レ法_レと_レい_レは_レり_レ
し_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レし_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ。
武_レ家_レ百_レ姓_レ所_レ人_レの_レ數_レを_レ以_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ。
年_レに_レ方_レよ_レり_レて_レ鐘_レ磬_レ鏡_レ鉦_レの_レ數_レを_レ以_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ。
沒_レし_レ不_レ立_レ廢_レ銅_レの_レ法_レを_レ以_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ。
て_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ中_レ賣_レと_レ云_レふ_レ廢_レ銅_レ一_レ斤_レ百_レ文_レ
よ_レ定_レし_レる_レに_レ依_レり_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ。
入_レる_レ物_レを_レ其_レの_レ法_レを_レ以_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ。
皆_レ四_レ十_レ乃_レ派_レと_レ云_レふ_レ。

收糧遺限

年_レ貢_レを_レ收_レず_レ定_レを_レ以_レて_レ其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ。
其_レの_レ法_レを_レ止_レす_レ七月_レ終_レと_レ云_レふ_レ。

秋掃ハ十月朔日ヨリ十二月終ニ至ル迄ノ一ノ也
乃チ節ノ早ク收メ支ル衛ノ少クハ一ノ也
交夏年貢ハ八月迄廻リ一ノ秋年貢ハ翌年正月迄
廻リ一ノ也
下波并ヨリ村ノ俾役モ一ノ里長ノ代
地ノ一ノ石不足ハ一ノ杖六十也
一ノ杖七十ハ一ノ杖八十ハ一ノ杖九十ハ一ノ杖百也
一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也
一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也
一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也

一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也
一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也
一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也

條例

一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也
一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也
一ノ杖百ハ一ノ杖百一ハ一ノ杖百二ハ一ノ杖百三ハ一ノ杖百四ハ一ノ杖百五ハ一ノ杖百六ハ一ノ杖百七ハ一ノ杖百八ハ一ノ杖百九ハ一ノ杖百也

田いせく収めしむれば若く秋種と收め律を思へて急
小倉して軍に完らざるを可と治りて古の若く支
死しぬ役人をも返成りてさすべしとて代せぬを
よむ新しき重く世にたふして時節とてつと延べし
昔の百石より多しを役人の一年の俸給とせしむ
けしむも二百石より多しを返成りて言成り事
二百石より多しをいふにせしむるをいふにせしむる也

多收税糧斛面

年貢を收め時倉に入置り知のいふとやいふて百石のいふ
しむ法に時よまきしめいふのいふと多し法に中しむる半と爲し
米倉代り何れもいふに役人百石より多しを納り米代
法に付し百石自身休しむる際と行て休めとせし
しむ法に付し穀高代と物とれしむる法にせしむる方いつし
しむ半代もいふを大明令よ定めいふる通り折耗を

とて右の付七律免入く納り半とせしむるを倉官代り
斗級分納りしむる百石より多しをいふるを納成り
外とせしむるにせしむる又いふに休し肉(淋)入て
申言ふしむるを納成り多しをいふるにせしむるに杖六十の派
小形にせしむるにせしむる杖六十の派
了重けしむるにせしむる派小形にせしむる杖一百
重けしむるにせしむるに杖六十の派にせしむる杖一百
とせしむるにせしむるにせしむる倉代り代り大匠を
派とせしむるにせしむるにせしむるに杖六十の派
とせしむるにせしむるに杖六十の派

條制

一 王城の地及び國に並に爲すもの思へて米又
と馬の事りしむるにせしむるに杖六十の派に杖六十の派

一 京倉通倉及び馬房倉馬の飼料と場場諸諸所所ハ
りまゆり。法方より納る事より法法反席は法方の
和物物代は並へ川法成り方よりたきしり事とする
者自らは威勢をそのこり。多きつぎ志りつて用は
もたひの少き草状物を入く。ゆやを法は彼人よ
も入る事のみならず。法取すにさる志じつて刑法
司よりおたうきして。罪状判明させく。してさう
事犯しゆる倉場の門前より柳號より事。三月との後不
律より依り過樹小者して。軍より完へたす。

一 京師より住居よりチヤウト子徒コトコ光棍クワンコン等。京師へ上納し取致
舗の行をよめる。上納物を。調へ價錢をすすすを
すもゆして救女の円敷を引つぎ。門より内をさす。
やうし。いひ。之口端より志れ。母者女攪納する。類は

さへく。公使へ川を。さす。その部派はあをん
事と。とされて多く。全取物より。沙法形。いふゆす
やうに。と。その時の物入上納物より。身の人より。出たよ
り。京師より。救不。と。川。いひ。さす。何年と。法
その事。さ。ゆ。に。さ。の。あ。さ。あ。さ。あ
ら。は。と。事。よ。か。さ。の。彼。人。并。に。緝。事。衙。門。の。監。賊。と。さ
乃。彼。人。の。者。法。と。し。て。刑。法。司。の。方。へ。お。く。を。さ。さ。さ。し。
ゆ。中。前。の。多。年。光。棍。等。の。う。さ。さ。と。さ。い。う。た。る。例。と。思
して。軍。人。の。多。漸。は。後。に。民。の。附。近。の。衛。所。を。後。して
軍。より。完。へ。す。

虚出通関硃鈔

虚出通関硃鈔
貨物の多形と通関とを貨物の多形と南は物多
乃法れは形と硃鈔とを硃鈔とを事しよ。さ。い。は。貨。物。と。法
物と物多し。其。法。と。海。法。と。出。た。と。
虚出。と。い。ひ。其。法。と。海。法。と。出。た。と。

元倉庫よりと仰りかきたる米銭并に金地竹木炭
業並に清れ收り付し其の物数不足してはふきつて其
小も其代も代も亦小かきりて後人といひ合せて
すしきりの物数をあきと不足のちとけりし監守自
盗の罪状ゆき中とされたりし

若支取中の後人といひけり其の内より幾程をとり
こむけり其の員数中より不足しとてしし倉庫の
後人といひきりて不足たりしといひまらとて罪
上と同し若金地並に清れたる物の通りたる付清れ
言代はとやと法をねぐる獄といひて罪を端して
寺りしとて其の罪状ゆき中とされたりし
倉庫よりけりて其の監守以下主守以下代物收り
けりて其の罪状ゆき中とされたりし

收めさす人きこりていけりて思はれ清今度代金
少く清れ若かりしといひて其の物より正法をばして金
と清れはとあるの清れ今と收めありぬの清れは
形を出入若かりし清れは物と置わたりし監守自
盗の律よりいひて罪よりけりたるの收りたる者より後人の
私なりしとてとてしは其の通りしと收りたる者より監守の盗
罪より減減し刺字のせりたりしや上納する代金
とら後りしとて其の又別後より若く收めたる物に收め
たりし其の代金もその代金もその代金もその代金も
し其の代金もその代金もその代金もその代金も
收めたりしとされたりし

以上の任形相役の者よりとて其の穿鑿をせりし
けりしして其の志はたしく同罪よりけりて其の

らして去るに又らその前の扱へり帳面より連判しせざるを
と罪をおこし去るにせらるる

條例

一 去るに扱きたる國印を同付の巡撫御史の年
一 友はけぬ人として付裁り其能く人知れず其罪を
吟味し又其宿の借馬人呈出を仰りたるに其罪を
も改めおとし免ひその中紙を細書立且又罪人を
吟味し其罪をぬく人として大目付の巡撫御史國印の
大目付の
よしい違へし其あつたは去るを重く其内は同國印
役の吟味し其罪よかりたる事ゆゑに其罪は
減被せしむる事細書立違へし其あつたは人の
よかりたる事ゆゑに別は人として重く其罪は
入らじやにせらるる事又裁り吟味し其罪を重く

知別知縣の官よしい付て先の治下のこ向はせしむる
とけいししとむ裁り其罪よしい違へし其あつたは人の
付られし後人として吟味し其罪よしい違へし其あつたは人の
役人を代るもの徳めし其帳面を身より其罪をよしいと
と罪を入るにせらるる者ゆゑに巡撫巡撫御史の同付ぬ人
其の罪減せしむるに吟味し其罪よしい違へし其あつたは人の
へり上りし後吟味し其罪よしい違へし其あつたは人の
小し其罪減せしむるに吟味し其罪よしい違へし其あつたは人の
情重なる者其罪減せしむるに吟味し其罪よしい違へし其あつたは人の
為重し

附餘錢糧私下補數

在るもの帳面印を其後其罪を重く其罪をよしいと
思ひて其の不足を其國印の印を其後其罪を重く其罪をよしいと
元法治所及倉庫の内は帳面よしい其罪を重く其罪をよしいと

上流計の兼成ホリは此のありしは當に自給を半出し
云故中立のりし月印は此の書にせしむるは
若監隊主守此の流計の成程は此のりしと算用と
つし此の物もりしと幸うし此の半は此の金銀並流
不足し算用のたりし方に内不ありしは此のりし
は此のりし算用の合するゆりしとすし此のりし
物成はりし監主自盗の律より此のりしと
禁中りしかしの内より此のりし内府庫
兼運庫 法圓より運漕せし金銀
小象牙の數と入る也 とすしに收りし物成
金銀並物及び法也の内其日收りしは此のりし
と此のりし持たず半は此のりしと
へりし若くは冀日此のりし若金銀並物ホリし
收りし物成はりしは此のりし此のりし此のりし
中流し有りの故に此のりし此のりし若收りし
收りし此のりし金銀並物成庫へりし此のりし
此のりし物成はりし此のりし此のりし此のりし
多少にりし此のりし此のりし若門の毒人不味し
通し此のりしは杖一百の罪は此のりし此のりし
此のりし金銀並物ホリし此のりし此のりし

私借錢糧

倉庫の役人内不此のりし此のりし此のりし
内不此のりし此のりし此のりし此のりし

允倉庫と此のりし此のりし監隊主守此のりし
此のりし此のりし金銀並物ホリし此のりし
又人よかりし此のりし此のりし此のりし
形ありし此のりし此のりし此のりし監主自盗の律
此のりし此のりし此のりし此のりし常人云儀り倉

事三度より入し奉りて世代人の官職にさしけり
用也と云と云此より目付役并に左衛門守備は軍
官と云に奉りて派は初め也想言若千あり及
まは常の儀小儀も派は初め也庫の出入りも役
人の家持より取りかきしりて派は初め也
と云望まされりとおわしはしりておわしり
ゆり也若右の通りも派は初め也
と云望まされりとおわしはしりておわしり
右衛門の儀も派は初め也

守支錢糧及擅用官封

倉庫より取りかきしりて派は初め也
と云望まされりとおわしはしりておわしり
右衛門の儀も派は初め也
九倉庫の官被役人攢人勲斗級外庫子庫の出入り右

乃教の役人此の勢に任じりて年給を初めは白く
代りけり我らにけり收めしる錢糧并に左衛門
通りもホのふの者派は初め也
いひ付たり日教ありしりておわしはしりておわしり
少の欠したるぬすまき物のありしりておわしはしりておわしり
其節ありしりておわしはしりておわしはしりておわしり
支取立合は初め也
と云望まされりとおわしはしりておわしり
ゆり也若右の通りも派は初め也
と云望まされりとおわしはしりておわしり
右衛門の儀も派は初め也
川合せしりておわしはしりておわしり
と云望まされりとおわしはしりておわしり

公儀の物は印を付し封付せしむる物にたゞ人の手の中
に居りて人の手の中にも原封と有る役人よりい違ひ立
合ふ封を付しゆくやうにせしむる物に交りて原封と
付し人は封を付しゆくやうにせしむる物に交りて原封と
罪を犯す也

出納官物有違

法にたがひて物と
なり物とを罪とす

凡倉庫の役人物を出入り物も其の陳さし置る物も
原封若しなく新交物を出し上の物とつけしる倉庫
若の支小下上物と違ひ又と云ふは付し賃取と
あし人とやといふ又ハ物に實求む付しむる方合照は
りて價とさし置る或はやといふ又ハ買取りハすも
早味ハ價とやハ又價とけしむるも定められし

或ハ或ハ多ク造り或ハ少ク造りして不實たり奉り
は定りしより又取上り付し損りも申されし陳物を出入り
公儀に損りけり又多ク徳とてたがひ物を買付けし價
取れり不しはりて賤物とけり罪を犯す也

法役人は其の扶持切取にたがひ定りて多り付し
他々と定めの時より前前に海を奉りけりは此の派上
乃際と同し前より支りたる前より代はりて賤物とけり
て罪を犯す也

以上ハ半監臨は法紀官吏の奉りて去りけり
通りに指し置く穿鑿をせしめり同罪を犯すも奉り
罪を犯す也

條例

- 一 官員官職あり 監生大學校に居る 吏典役所の奉りて

旗總旗軍軍人のホトシケに清サケル切取持方より
と新方清サケルの軍人の時持人病氣川也
又ハ罪のれ又ハ外の役方にシテ方ハ新方一わら
時めら持の清サケル軍人ハ返シて官行也持方
かハ新方者ハ新方ハ上ルハ不意の罪を言て
杖八十を中一、再取之一して收めさる也若ハ中一
ももハ持の通サケル一也

收支留難

法後所々々物に清サケル又ハ新方時小何の在り
幸としりくく早建ハ清サケル也

凡法後所々々物に清サケル又ハ新方時小何の在り
かハ新方者ハ新方ハ上ルハ不意の罪を言て
一、再取之一して收めさる也若ハ中一
ももハ持の通サケル一也

商人早速ハ門内ハ入ル一也
人の罪右同也ハ新方也

物を清サケル又ハ新方時小何の在り
前後清サケル先ハ新方者ハ新方ハ上ルハ不意の罪を言て
取後ハ新方者ハ新方ハ上ルハ不意の罪を言て
不同也ハ新方の清サケル也

條例

一國々の布政司知府知縣并ハ鈔關船の往來の
監高賣物
監上と下
部ハ五甲ハ法文の多形を清サケル法文ハ新方ハ上ルハ不意の罪を言て
もこの庫ハ新方ハ上ルハ不意の罪を言て
官ハ上ルハ不意の罪を言て
小金浪也ハ新方ハ上ルハ不意の罪を言て

庫と見ゆると目付役、主吟味とる役人及び主事
よかりてあつた役人、此の者然らざると刑法目よおらうとの
罪を免れ、口角し、此の犯人の武士百州の差別なく
逃去り、衛不へ逃り、軍卒よ充る也。

起解金銀足色

上納の金銀は少く、上納の金銀は少く、
役のさうり也、
そ通をたせざる者の罪と論也。

元法運上の金銀、又ハ綱不物を賣らざりし、
おと上納し、少のゆへ、おと上納し、少のゆへ、
取合し、若一二分、
ある時の法改人の勿論、
若答四十、
と此より、
損壊倉庫財物

損壊倉庫財物

倉庫よ入替る物、
損壊、又ヤ、
元倉の内、
切、
吹、
ゆ、
小、
云、
若、
て、
と、
上、
陪、
我、

元倉の内、入替る物と、
切、
吹、
ゆ、
小、
云、
若、
て、
と、
上、
陪、
我、

し、事いりと思ふ、或右の水火盜賊の強氏幸う、この
帳面を好む、んよ、うら、(五)と、航志をうら、か、や、て
好ま、に、仕、直、し、よ、く、水、火、盜、賊、を、か、く、の、し、く、と、
ま、く、と、候、と、あ、り、し、り、若、い、れ、の、ち、う、ら、い、も、情、由、を、付、
せ、の、物、れ、に、候、は、り、く、自、ら、し、め、せ、し、も、う、ら、罪、同、ふ、よ、り、
ふ、ふ、う、ら、同、役、と、は、事、と、知、て、あ、あ、く、穿、鑿、せ、し、も、志、
と、同、罪、よ、り、い、志、く、と、た、志、の、罪、よ、不、罪、也、

轉解官物

ト、能、上、候、納、物、と、轉、解、と、は、世、所、云、候、
う、う、の、候、轉、解、と、は、付、て、の、罪、候、情、由、也、

九、云、候、と、是、ト、上、納、し、り、金、銀、絹、布、等、の、款、又、
用、し、り、と、和、め、て、官、物、の、軍、用、又、入、物、又、ハ、志、不、
に、候、後、め、て、あ、う、ら、い、申、と、可、案、乃、款、此、の、可、以、志、能、し、り、
知、別、知、縣、を、く、て、改、め、法、取、て、い、り、り、改、一、人、と、い、

候、き、く、一、切、を、し、に、その、款、と、候、よ、上、司、の、知、府、の、是、也、
而、し、り、く、知、府、も、古、の、物、を、わ、た、め、法、取、て、後、又、知、府、
乃、上、司、の、布、政、司、に、付、て、布、政、司、に、
亦、り、申、知、府、め、て、法、取、た、り、
州、縣、も、持、お、つ、人、と、い、
て、志、小、我、う、上、司、の、布、政、司、に、
刑、の、さ、し、り、
者、ら、府、の、役、人、と、代、と、各、杖、八、十、の、罪、よ、り、
府、も、
法、取、て、我、ら、と、役、人、と、い、
持、せ、く、布、政、司、に、
こ、し、り、布、政、司、に、
府、も、
付、て、志、に、吏、給、く、
役、人、と、代、と、又、同、罪、よ、り、杖、八、十、の、罪、よ、り、
上、の、通、り、上、納、物、と、り、
官、も、及、び、
した、ら、又、ハ、其、ひ、て、
と、申、申、申、
の、物、と、換、
と、値、よ、り、

とて贓物となりて罪よしい付さる人あよしい付さ
る物とりさる人せよと彼へ納めさる也海上より
破の部よさる通中しと執焼よさる又強盗よさるを
力不及おひしけさる損けし共ひししと其の役人
刑へし味を治て右の品偽めさる時時と罪を免して
此の通中しとて重罰
若運漕して上納しとて物と治て押せ其故と上納
しとて此等物と治しは物事し代銀とて治れさる
又ら浪り上納しとて可成其市市に仁人と治れ納
内事とて其市市を掃ひと治り代銀とて物事し
し上納しとて物と納へと納めとて治れと利を
小するもそのとて利分の言代はしとて其
贓物とれとて又よけと刑罰よけ也

條例

一 諸國より番を運漕するに代りし付さる年
運漕の事也又之を把摠しとて其治を指揮しと
そ次と千戸とて其治所百戸とて其治の治所
其治と總旗とてその治と小旗とて大旗の組の
支那しとて役人也此の把摠指揮あり百戸
運漕しとて其治の治所とて取例ありとて
り又其治也入用ありとて其治とて又
中より其治とて代り又其治所或は私貨と
いさる治所とて其治所とて其治所とて
軍中へやとて軍功とて其治所とて其治所
六年とて後官候とて一等治所とて其治所
軍に入るとして其治所とて其治所とて

一北京通判亦に有之米食ノ事と運漕とを納ム若延
引して六月の上よふ人より納ム人ハ把總官より初めの
役人共半年ノ俸給を後らむ六月は及一二年の俸給と
して納ム人ハ納州昌黎人ノ倉人納ム人上の通
支配する衛兵とい遠く主支にく俸給を乞ふ人
りいふやりにして世の人と控へる衆法百半ハ納
若今年二月ハ納者名を翌年二月の終より納ム人
皆降せしむる深の深代究明一西官職と二等
降し古の通判を降せしむる上よ欠と立り半を
把總のも納ム人牙有は二の人の納ム人千の納
上指揮し子戸といひ合也法取て運漕も納ム人
指揮ハ米千石浪六百納ム人子戸ハ六百石浪二百六十

六百石浪納ム人の官ハ二百六十石浪二十納ム人ハ
定めれすは降せしむる人ハ二等降したる人
古の交代めしたる罪ハ人ハ二等降して思て
二等降し也古のれ一倍多し又一等降し
納ム人ハ百戸小旗より納ム人ハ下より納ム人
トナシ古の言ハ納ム人ハ欠立として下れ罪と
但延引し降せしむる衆法問ケル一也一年中
はくのみ納ム人半ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人
運漕しる納ム人ハ欠のたらぬ人ハ納ム人ハ納ム人
と納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人
の納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人
と納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人
原ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人
原ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人ハ納ム人

小舟人等若把總官不吟味して古れをその事と
し、いふ又出細吟味して罪状沙じし

一 運漕する商人法及改むむき米くは清れと代
浪し清れ水次折又米め清れはきくも道と

賣りて其百ゆり利を飯も別とせし又此の印の
簡らして酒の時ふて不足はあきとあはれ

船を吹さるゆやりに志も又かしく怒といくはく
吹さるはきくも酒中戒物に損失しきり交好時

節ねりこおし不足れもとせ元来不足るけ
ととと風波の部よりして欠きくこし立賄とひく

有目とれし役人し又同をて手申奉りし味を
やりにしり名河には前後の伴船又そ吹かすく

人とし紙をもみかき白紙せば督運官司運漕と支
配る役人

真正を吟味し褒義として代りくのかせ報の月報
百月然るを以て運漕の商人軍人の前例と怒し

過ては衛所小敷して永遠軍も充てし賄りけ
同心者も役人保奏事務いふとて此の方

り重きと怖ふ方々を以て形南市の方に從て派し新地
を委細に運漕の役人のせらば役人とい遣し右の記

人乃家財をとりて去りて不足をくれ米のまに指渡
すにしもれ也がなり此方の軍人の持方方をてん

要事とありし事ハせしむる最後の官始右乃分とて
舉て吹味し事ハせしむる一回も派し行い本人の

川負ある米袋のり月十月二日分派もはさし米袋
はすれり

一 米運漕するも内政の部をく一馬石以上をすくし

乃甲、我々も、これに依りて、技師、方、馬、の、飼、料、絹、布、木、綿、也、
以、多、れ、と、い、ひ、請、ね、直、に、と、者、と、し、(不、相、没、云、用、)付、入、事、
巧、り、と、立、て、下、れ、物、を、担、(減、)と、し、自、分、の、と、者、(也、)者、と、
之、代、は、と、し、飼、料、ホ、ト、シ、(百、石、絹、布、綿、花、各、目、の、數、派、)と、
し、り、り、と、三、百、目、以、上、有、り、(粟、)と、言、(此、也、)と、い、ふ、物、を、所、進、し、お、
淋、多、る、時、方、能、し、ら、取、役、と、遣、衛、小、兵、と、い、ふ、功、と、志、し、ら、
事、大、年、と、い、ふ、後、一、等、派、派、と、い、ふ、帶、俸、差、操、と、い、ふ、總、
旗、小、旗、軍、人、と、い、ふ、物、を、色、を、れ、墩、臺、鼓、吹、一、遣、し、
を、ん、と、い、ふ、と、い、ふ、事、大、年、其、以、後、一、疎、放、し、ら、物、也、

隠瞞入官家産

云、彼、(嗣、不、)と、い、ふ、妻、子、并、小、家、財、ホ、の、數、を、
隠、し、在、て、上、代、に、ゆ、り、(派、)と、流、し、

凡、派、(因、)其、家、内、人、并、に、家、財、ホ、没、没、收、し、ら、事、り、
之、代、に、上、代、の、(一、等、)と、い、ふ、事、と、い、ふ、謀、反、人、又、(他、國、)内、

通、し、た、謀、叛、人、又、(惡、人、)一、味、と、い、ふ、事、母、黨、人、(十、惡、
)と、い、ふ、事、者、り、數、の、律、(依、)云、後、(嗣、不、)と、い、ふ、事、
犯、人、(一、等、)と、い、ふ、事、(粟、科、)と、い、ふ、事、(律、)抄、没、(嗣、不、)と、
の、語、(之、)と、い、ふ、事、(妻子、家、財、)と、(嗣、不、)と、い、ふ、事、(律、)抄、没、
抄、(之、)と、い、ふ、事、(抄、没、)と、い、ふ、事、(故、)と、い、ふ、事、(流、派、)と、
抄、(之、)と、い、ふ、事、(杖、)一、百、流、二、千、里、の、派、(抄、)と、い、ふ、事、
若、(云、)彼、(嗣、不、)と、い、ふ、事、(妻子、家、財、)と、い、ふ、事、(人、)代、隠、し、て、
告、(之、)と、い、ふ、事、(其人、)數、代、(と、い、ふ、事、)田、宅、律、(隱、漏、)と、
口、の、派、(抄、)と、い、ふ、事、(一人、)と、い、ふ、事、(二人、)と、い、ふ、事、(杖、)六、十、六、人、と、い、ふ、事、(杖、
七、十、二、人、)と、い、ふ、事、(一、等、)と、い、ふ、事、(田地、)金、皮、と、隱、し、と、い、ふ、事、(其、
高、)と、い、ふ、事、(隱、漏、)田、糧、(派、)と、い、ふ、事、(一、畝、)と、い、ふ、事、(大、畝、)と、
若、(四、十、)每、(大、畝、)一、等、(抄、)抄、(十、畝、)と、い、ふ、事、(若、家、財、
后、金、皮、牛、馬、)と、い、ふ、事、(代、)と、い、ふ、事、(贓、)と、い、ふ、事、(流、

一貫以下若二十貫以上一貫以下若二十貫以上
は若二十の額より少く杖一百止む所を隠したる
物のより少く杖五十杖六十杖七十杖八十杖九十杖
行ふ所

若其計と其能より里長の額一兩同分して隠して
云候と贖く者之犯人と同罪より少く其半の味より
少く役人其半減去り候は其通で申して抄書者も
同罰より派小なり杖五十杖六十杖七十杖八十杖九十杖
杖一百の派より少く其半減去り候は其通で申して抄書者も
派より少く也

若金銀を隠して古に通で隠し者其高儀候は其
枉法物と取らば派小なり杖五十杖六十杖七十杖八十杖九十杖
派より少く其半減去り候は其通で申して抄書者も
派より少く也

課程

運上の事より不味より古の通で申して其半減去り候は其通で申して抄書者も派より少く也

鹽法

鹽の利より國の助より其半減去り候は其通で申して抄書者も派より少く也

凡塩代賣者鹽引と其切と其半減去り候は其通で申して抄書者も派より少く也
轉運司と其切と其半減去り候は其通で申して抄書者も派より少く也

凡鹽場竈丁人等ハ、塩場に於ては、竈并ハ一年ハ一人
薪カ石凡口糶を積取ク一年ハ三子貳百斤はりの塩を
焼出ス也、之介小焼出シ、之代作塩トシ、之の塩を云
儀一持カク、之小易ハ事ハ少ク、之代作塩トシ、之の塩を云
以テ、之傷トカク、又ハ定估の外内取ル、之棄シ、之工費
者ハ私塩の法ト同シ、之罪トシ、之人トシ、之百丈長の^之之律トシ
ケル者トシ、之知ル、之故トシ、之至ル、之又カ人トシ
味シテ賣者トシ、之犯人トシ、之同罪トシ、之也。

凡婦人若私塩代取トシ、之時カ、之夫者トシ、之又ハ其の子
トシ、之志トシ、之夫トシ、之男子トシ、之中トシ、之若夫トシ、之トシ、之遠
方トシ、之出ル者トシ、之又ハ子トシ、之トシ、之幼弱トシ、之婦人
トシ、之中トシ、之也。

凡私塩を去リ、之積取テ、之自カ、之食トシ、之トシ、之杖一百買

テ、之又高賣トシ、之トシ、之杖一百徒三年トシ、之罪トシ、之也。

凡守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、

凡^古守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、之古、之守、之人、之私

塩、之賣、之トシ、之早、之建、之知、之府、之知、之縣、之の、之役、之人、

凡^古守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、之古、之守、之人、之私

塩、之賣、之トシ、之早、之建、之知、之府、之知、之縣、之の、之役、之人、

凡^古守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、之古、之守、之人、之私

塩、之賣、之トシ、之早、之建、之知、之府、之知、之縣、之の、之役、之人、

凡^古守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、之古、之守、之人、之私

塩、之賣、之トシ、之早、之建、之知、之府、之知、之縣、之の、之役、之人、

凡^古守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、之古、之守、之人、之私

塩、之賣、之トシ、之早、之建、之知、之府、之知、之縣、之の、之役、之人、

凡^古守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、之古、之守、之人、之私

塩、之賣、之トシ、之早、之建、之知、之府、之知、之縣、之の、之役、之人、

凡^古守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、之古、之守、之人、之私

塩、之賣、之トシ、之早、之建、之知、之府、之知、之縣、之の、之役、之人、

凡^古守禦官、之吏、之の、之軍衛、之下、之の、之官、之トシ、之鹽運司、之也、之巡檢司、之也、之古、之守、之人、之私

新より他はけり吟味して私塩乃者禁制し可
りともゆゑ一過に事としおれこと後文官不
通にゆゑゆり者あり其刑も把截官の執
り味もゆゑゆり者あり指造りゆり者
四十二度より及べし若くは六十度より及
ぶは後文の如く減らさるる若し法を
あゆむゆり者あり又ハ我々の軍人と
同じやに販賣し者ハ犯人と同罪也財
けりゆゑ其をけりゆゑ私法の職
若し國下の把截官並巡官を見
私塩既清くばりゆゑありゆゑ
出る者ハ杖一百後二年より
人として私塩を犯しゆゑハ

とゆゑ其罪より人也
凡身禁よりハに属する軍人私塩を犯し
此ハ軍人と同罪なり千戸百戸より及
ばるる法既も然りゆゑハ事なりゆ
右の通に私塩を犯しゆゑハ千戸以下
其年初一夜ありは百戸答五十再し
之犯より及べし杖七十傳を犯し
ゆゑハ初一夜此の事ハ百戸答四十
十之度より及べし杖六十又切
ゆゑハ此ハ皆所違なりハ杖六十
其通に及べし杖六十又ハ一
是ハ犯人と同罪なり
凡塩場ハ一箇の塩はハ一引

私とて、私と換のせ、又、軍忌、法、常、探、運、漕、と、有、是、
又、私、位、の、罪、小、同、り、り、刑、は、行、く、也、

凡、旅、り、け、し、高、貴、し、と、有、ん、公、使、し、と、有、た、る、位、の、内、へ、秘、云、以、
ち、也、入、り、者、事、と、許、さ、し、と、有、お、者、者、杖、八、十、

凡、位、所、貴、少、と、ま、く、の、方、角、わ、り、と、位、運、司、の、官、と、し、
此、之、の、持、行、く、た、と、く、し、准、り、位、の、浙、一、沙、事、を、し、
位、の、持、行、く、と、し、と、く、し、准、り、位、の、浙、一、沙、事、を、し、

刑、一、と、し、と、國、境、と、紙、外、の、持、行、く、と、し、と、貴、者、杖、一、
百、と、し、と、紙、外、の、持、行、く、と、し、と、食、行、く、と、し、杖、十、と、し、
罪、は、不、重、と、し、

條例

一、色、土、の、地、若、兵、精、馬、草、を、し、と、急、し、事、は、さ、く、と、し、
さ、や、り、と、紙、外、の、持、行、く、と、し、と、貴、者、杖、十、と、し、
色、土、の、地、若、兵、精、馬、草、を、し、と、急、し、事、は、さ、く、と、し、

常、内、外、の、官、人、豪、盛、し、と、威、跡、は、り、と、人、の、家、人、我、
主、人、の、威、を、借、外、の、名、位、し、と、し、と、高、人、と、し、と、家、
と、し、と、威、を、借、外、の、名、位、し、と、し、と、高、人、と、し、と、家、

事、は、さ、く、と、し、と、威、を、借、外、の、名、位、し、と、し、と、高、人、と、し、と、家、
事、は、さ、く、と、し、と、威、を、借、外、の、名、位、し、と、し、と、高、人、と、し、と、家、

一、凡、位、貴、け、豪、強、し、と、者、と、し、人、好、し、と、し、と、十、人、と、し、
上、よ、と、し、と、大、私、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、

乃、鎗、刀、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、
官、軍、小、敵、對、し、と、人、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、

た、け、せ、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、
心、佛、不、依、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、

首、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、
對、は、さ、く、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、

對、は、さ、く、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、
對、は、さ、く、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、と、大、旗、と、し、

塩よりと一味して法の害よりより半と云ふも六總催ハ
旬海いつしと色衝も交して軍も充る也

一 處に於て塩傷小宿所底よりいつて者多し何れも
自分に長布衫衣服の考に趕私虎商の私と云ふ害光
棍と云ふ奴漢等の右付て云候の役不とし
我々自他も他國より来た塩買と云ふも
半減するもいつて徒衆より重き罪を犯し
もいつて初の杖派を犯し
いつてと色衝小交して軍も充る也

監臨勢要中鹽

監臨ハ塩の事と惣て此の大頭と云布政司監運司鹽課
司の勢也勢要ハ権柄のありて干要の處は右と云中鹽
事ハ中買也

允監臨の官人吏典亦若いけりて人の名を稱して中

買のやうに志ありて幾種とも所前方に云候一紙にて塩川
と勘合の紙と云候と法取してゆゆと係の塩と買て民の
取合の苦の利と侵し奪いとり云候ハ杖一百徒三年々
買ゆる塩と云候一觸不しる也

阻壞鹽法

云候より定むる塩の法を阻て滞
らせしめられや否や云々にはとも滞り不

允客商前方に代物成云候一出し時役人其為よりり
候而小付成云候も許れ勘合代出も控もを以て控文
うりて鹽運司より判し塩川と法取しりて自身塩傷
到りて塩法清り半也然り支塩場一自身半に中途
小くか云候一納一代物云候も買度と云者も右の
中買也一塩川勘合と賣渡し吏も塩と支しり
よし其れをいりかくれりて中買ハ少く又買ハ多

く又各所より法五場とありて法場の定法はさう
しきりてくけりて支取に買ひ多と賣り少といつと杖八十
此と法肝葉と多牙人法合り保人より一葉減
して罪より少くも法取多と塩又塩引と買ひら賃銭
ら并に之取一取りて法なり夫とて小き店とて中買
り塩と少取又賣りて賣者夫と各別り幸めく
此法の律と法用更りて法

私茶

凡茶と賣りて賣りて其の光我の里に之の員救と
書出ししはく其値と云取一紙に之の時後へ茶引とを
此と法肝葉と多牙人法合り保人より一葉減
して罪より少くも法取多と塩又塩引と買ひら賃銭
ら并に之取一取りて法なり夫とて小き店とて中買
り塩と少取又賣りて賣者夫と各別り幸めく
此法の律と法用更りて法

凡引とて凡茶法賣者と私茶とて私塩と同く

罪法論す批驗所より改め小わくは角と截りて
右と取とりのりて小よ入いしは法取ぬ新法は法のや
小とせく茶法法わ者とて私鹽と同く罪より少也

條例

一 成化十八年同八月二十九日法より新く法を
ゆゑ憲宗皇帝の聖旨より私茶法賣り又ら定めけ
凡茶の寸目と多く常持て國境へ出取者おけりて
上りては只今に之を私塩と法と照して人賣り
衛取(法)より軍と充めりて法に取りて
一 凡私茶と高賣りて法をさし法場の塩目より倍
く番國の賣りと交易し又法場の地へ取りて中國の
地より取りて貢物と法を法と事とて法國より
回り賣りて右の茶法賣りて法と事とて法國より

らかりしに、其事と云うべし。其の者の宿し、其の者、并
牙保の類として、共ニ烟瘴の地、向つて、軍卒は
充てり。其の西寧、甘肅、河州、洮州、四川、雅州、を以て、
貴者たるは、其の畜養の地、不入り、中し、茶の月、
百り、以上、及ん、附近の衛支、一、二百り、以上、を以て、
追衛は、後、一、軍卒、小充り也。若右の年月、
けし、法律の通り、杖、一、百、後、三年、刑、は、
松、疏、も、事、二、箇、月、小、旗、總、旗、の、軍、官、副、將、參、將、等
乃、將、官、自、分、り、身、子、共、姪、家人、軍、伴、人、を、遣、り、て、
商、賣、り、す、り、小、旗、に、守、護、り、其、守、備、周、不、を、
不、把、關、盜、賊、と、捕、り、巡、捕、ホ、の、官、を、以、て、
故、と、云、ふ、り、
海、軍、今、迄、の、官、り、上、一、派、を、
故、と、す、り、
向、し、は、失、覺、察、り、常、律、と、照、り、罪、不、
備、把、關、巡、捕、ホ、の、官、私、茶、を、賣、り、
色、七、に、衛、不、一、後、り、
一、在、り、高、賣、り、
衛、支、一、後、り、
一、陝、西、洮、列、河、列、西、寧、等、れ、
番、夷、の、馬、と、り、
老、馬、又、は、幼、馬、り、
半、と、り、
衛、支、一、遣、り、
し、民、并、に、軍、官、の、
よ、充、り、

不、味、り、
右、れ、
罪、不、
若、右、の、守
通、語、り、
附、近、の
茶、と、
一、
中、國、の、人、番、人、の、名、を、
茶、と、
別、の
食、糧、差、採、り、
附、近、の、
茶、は、不、
茶、は、不、
茶、は、不、

儀へしてしるも也。參將梅夷ホの官をも并し才鬪子姪
 家人軍伴人お代遣し。右の通りの申付なり。悪友
 馬込納し。茶と中買し。もろもろい。何れも罪と云ふ所
 爰し。常伴差探せし。歌醫。醫。馬。通事。番夷の若し通
 士民。居る地は。ホ一木して。古れ通る。事代もせは。
 秋荒一箇月して罪は行ふ也。
 一假茶と。木の葉の茶は。何れも。ホ。く。く。事半。女。百
 斤。も。し。ら。ま。及。く。し。折。の。人。并。より。好。を。又。賣。し。も。り
 者。ら。し。に。罪。を。吟。味。し。附。通。の。衛。所。は。好。し。い。し。う
 京。通。の。所。の。人。も。し。は。過。去。は。所。不。為。し。て。軍。も。充
 店。戸。所。在。若。又。茶。を。買。り。く。事。半。千。斤。望。し。及。く。の
 例。の。通。り。に。軍。も。充。若。千。斤。と。ら。せ。れ。ば。私。塩。の。窩。藏。寄
 頓。と。其。の。律。より。引。く。杖。九。十。徒。二。年。半。

私禁

禁者。俗に云明禁者なり。禁者の中。所は。役。不。と。三。か。り。代
 つ。り。り。禁。者。を。賣。し。く。事。半。也。そ。の。賣。者。は。三。倍。代
 と。出。し。花。文。と。出。て。賣。買。し。く。事。半。也。折。り。交。内。不。あ。り
 賣。し。て。賣。と。私。禁。と。云。也。三。斤。と。一。引。く。そ。の。折。り。賣。す
 小。引。も。百。斤。也。

禁者。賣。す。る。も。ら。是。を。し。も。り。不。あ。り。云。候。も。り。は。も。り。を。買
 へ。て。賣。し。く。せ。し。ら。く。高。賣。し。く。事。半。也。代。と。二。倍。上。り。の。故
 と。折。り。取。り。の。故。に。私。禁。は。法。に。て。高。賣。し。く。事。半。也。
 然。り。交。内。不。し。賣。し。書。私。高。賣。し。く。事。半。の。私。鹽。と
 同。く。杖。一。百。徒。三。年。の。罪。は。行。ふ。也。

匿稅

商人。高。賣。物。の。多。少。小。引。運。上。を。し。く。代。と。三。倍。と。や。り
 て。賣。り。と。賣。り。運。上。代。出。る。も。り。に。も。り。罪。を。し。り。
 旅。し。け。り。客。商。我。り。高。賣。物。代。か。り。て。運。上。を。書。い
 し。又。酒。醋。の。類。と。代。り。く。賣。者。と。高。と。二。倍。と。い

自盜の罪を以て論じ

大明律例譯義卷之五終



